

第 7 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の 推進に関する措置

第 1 節 総 則

第 1 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

また、特別防災区域内にあるその他事業所においても事業所の態様に応じ、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を作成するなど地震・津波防災体制の推進を図るものとする。

さらに、この措置に定めのない事項は、災害の状況に応じ、大阪府地域防災計画及び関係市町地域防災計画、防災業務計画等の関連事項を準用するなど、緊密な連携のもとに円滑な運用を図るものとする。

第 2 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱

特別防災区域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 章総則 第 7 節 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2節 組織

防災本部は、大阪府地域防災計画に定める災害対策本部等と連携を密にして、防災体制の確立を図るものとする。

また、災害の状況等により、「第5章 災害応急活動 第1節 防災体制 第2 現地本部」に定める現地本部を設置するものとし、所在する市町が設置する災害対策本部と緊密な連絡、調整を行うものとする。

第3節 地震・津波防災上必要な予防対策

南海トラフ地震に備え、防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、防災組織及び応急活動体制の整備を図るものとする。

第1 特定事業所及びその他事業所の措置

防災組織及び応急活動体制について、地震・津波発生時に迅速かつ適切に機能するよう南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を定め、これに基づき防災体制の整備に努めるものとする。

- 1 地震・津波防災応急対策を推進するための組織に関すること
- 2 地震・津波防災応急対策の実施状況等の把握に関すること
- 3 防災要員等の非常参集及び配備体制の確立に関すること
- 4 防災施設、資機材等の点検整備に関すること
- 5 防災資機材等の緊急配置、出動準備に関すること
- 6 危険物施設等の緊急予防措置に関すること
- 7 従業員等の避難誘導に関すること
- 8 従業員の保安教育、防災訓練の実施に関すること
- 9 その他地震・津波による災害の発生の未然防止及び拡大防止措置に関すること

第2 防災関係機関の措置

防災関係機関は、相互に連携し、関係法令等に基づき、予防対策の徹底、応急活動体制の充実、強化等について特定事業所及びその他事業所を指導、監督する。

また、地震・津波発生時には、防災体制が分散化することが予想されるので、相互の情報連絡体制の強化、迅速な通報体制及び避難誘導方法等の確立に努める。

防災関係機関は、大規模な災害等へ対処するために、広域応援等を要請した場合の受入体制の確保に努める。

第3 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、各機関の所掌事務に応じて、職員等に地震・津波防災に関する教育を実施するものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割に関する知識
- 5 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題に関する知識
- 7 南海トラフ地震に関する新たな知見等に関する知識

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、相互に連携し、計画的に単独又は共同で各種の訓練を組み合わせて実施するものとする。

防災訓練の種別及び内容については、「第4章 災害予防対策 第4節 防災教育及び防災訓練の実施 第2 防災訓練」に定めるものによる。

なお、南海トラフ地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害対策を中心とする。

また、訓練結果を評価し、必要に応じて、防災組織体制及び応急活動内容時の見直し、強化に努めるものとする。

第4 啓発及び広報に関する事項

府及び市町は、過去に発生した南海トラフ地震による被害の状況、地震・津波により予想される被害、南海トラフ地震に係る防災知識の普及、啓発に努めるとともに、地震・津波が発生したときに、関係者が的確に応急活動を行えるよう広報を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震・津波が発生した場合に、出火、漏洩等の災害発生の防止、近隣の事業所と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手に関する知識
- 5 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所が講じる地震防災応急対策等の内容
- 6 各特別防災区域における津波による浸水予測に関する知識
- 7 各特別防災区域に係る災害からの避難地及び避難路に関する知識
- 8 特別防災区域内における特定事業所及びその他事業所が行う避難協力等に関する支援

第4節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、次の施設等について、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策上緊急に必要な施設を整備し、地震・津波による被害の軽減を図るものとする。

- 1 避難地（津波警報発令時における一時避難所を含む）
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送を確保するため必要な道路等
- 5 通信施設（情報入手、緊急通報、通信連絡手段等の多重化等を含む）
- 6 海岸保全施設又は河川管理施設
- 7 緩衝地帯
- 8 1から7に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条第2項に定めるもの

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

港湾及び護岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、防潮鉄扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

特定事業所及びその他事業所は、津波による被害を防止・軽減するために、必要な防護のための施設等の整備を図るものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、「第5章 災害応急活動 第3節 気象予警報等」の定めにより、確実に情報を伝達するものとする。

第3 津波からの円滑な避難の確保

各地区内の特定事業所及びその他事業所は、南海トラフ地震等に伴う地震津波による浸水の予測がされている各特別防災区域における人的被害の軽減を図るため、「大阪府石油コンビナート等特別防災区域 津波避難計画」を基本方針として、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画を作成・修正し、あらかじめ従業員等の避難場所を定めるとともに、津波発生時には作成した当該計画に従って迅速に避難するものとする。

また、地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、食糧等必要な物資を確保する。

第6節 地震・津波発生時の応急対策

第1 特定事業所及びその他事業所の措置

1 応急活動

特定事業所及びその他事業所は、地震・津波発生時に生じる可能性のある火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の災害の発生を防止するため、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画等の定めるところにより、危険物施設等の緊急停止及び点検、充填作業、移し変え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置等を行うものとし、災害が発生した場合には、「第5章 災害応急活動 第5節 自然応急活動」の定めにより、必要な災害応急活動を行うものとする。

津波による災害が予想される場合には、津波が来襲するまでの時間を考慮した危険物施設等への浸水防止、流木等による危険物施設等への影響の回避等、必要な措置を講じるものとする。

また、大型タンカー等船舶による危険物等の荷役作業中の場合は、直ちに中止し、港外への避難、繫留索の点検等、災害の発生を防止するための措置を講じるものとする。

2 広報活動

特定事業所及びその他事業所は、「第5章 災害応急活動 第7節 災害広報」の定めにより、災害の状況に応じ、職員等により直接周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

3 避難誘導

特定事業所及びその他事業所は、南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画等の定めるところにより、従業員等を安全に避難場所に誘導するものとする。

ただし、大津波警報・津波警報発表時において、特定事業所及びその他事業所は前項の避難誘導及び南海トラフ地震防災対策計画及び津波避難計画等に定める緊急措置を優先して実施するものとし、他の措置については可能な範囲で行うものとする。

第2 防災関係機関の措置

1 応急活動

防災関係機関は、地震・津波による災害が発生した場合は、相互に連携し、それぞれの所掌事務により、「第5章 災害応急活動」に示す各活動を行うものとする。

2 広報活動

防災関係機関は、災害時の各種応急活動の実施状況等、社会的混乱の防止、及び住民不安の払拭等のために、「第5章 災害応急活動 第7節 災害広報」の定めにより、それぞれ連携の上、広報活動を行うものとする。

3 避難誘導

防災関係機関は、「第5章 災害応急活動 第8節 避難誘導」の定めにより、相互に連携を保ちつつ、迅速な避難誘導を行うものとする。